役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際通貨研究所(以下、「この法人」という。)の定款第16条第1項及び第33条第2項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給について定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所として週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける報酬及び退職慰労金をいう。

(役員及び評議員に対する報酬等)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、 評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の支給の決定)

- 第4条 常勤役員に対する報酬の支給は、評議員会がこれを決議する。
- 2 任期満了、辞任、死亡により退任した常勤役員に対する退職慰労金の支給は、評議員 会がこれを決議する。

(報酬の額の決定)

- 第5条 常勤役員のうち理事の報酬は、評議員会が定める理事の報酬等の総額の範囲内で、理事長が理事会の決議を経てこれを定める。
- 2 常勤役員のうち監事の報酬は、評議員会が定める。
- 3 職位別の報酬は、別表1「常勤役員の報酬月額」に定める範囲内とする。

(報酬の支給日・方法)

- 第6条 報酬は月額で設定し、職員給与の支給日に支払う。
- 2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった立替金、積立金等は、毎月 の報酬から控除して支給する。
- 3 月の途中で、就任または退任の場合、就任月または退任月の報酬は日割により計算 する。
- 4 常勤役員には、その勤務の実態に応じ、通勤費を支給する。

(退職慰労金の額の決定)

- 第7条 退任した役員のうち理事に支給する退職慰労金の金額は、評議員会が定める役員の報酬等の総額の範囲内で、本規程に基づき、理事長が理事会の決議を経てこれを定める。
- 2 退任した役員のうち監事に支給する退職慰労金の金額は、本規程に基づき、評議員 会が定める。
- 3 次の各号の一に該当する役員に対しては、退職慰労金を支給せず、あるいは、第8条により算出した基準額よりも減額して支給することができる。
- (1) 退職に当たり、所定の手続及び事務処理等をせず、この法人の業務運営に重大な支障をきたした場合
- (2) この法人の社会的信用を傷つけ、又は在職中知り得たこの法人の機密を漏らし、この法人に損害を与えた場合
- (3) 定款に規定する、解任事由が存した場合
- (4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適当と認めた場合

(退職慰労金の支給基準)

- 第8条 退職慰労金は、次の方法により算出した額を基準とする。
- (1) 算定基礎額×役位別係数×在職期間(年数)の算式により算出した額とする。
- (2) 退職する役員が在職期間中において役位を異にする場合には、それぞれの役位毎に前号の算式に基づき算出し、その合計額とする。
- (3) 算定基礎額、役位別係数はそれぞれ別表2、3に定める。
- (4) 最終計算金額に100,000円未満の端数が生じた場合は、100,000円に切り上げる。
- 2 使用人兼務役員の退職慰労金については、次の方法により算出した額とする。
- (1) 役員就任時において、使用人としての退職手当の支給を受けなかった者に対しては、退職時における使用人分の給与を基準として職員退職金規則に基づいて算出された額に、役員報酬分(退職時の役員報酬から使用人分の給与を控除した額)を基準に前項の算式により算出した役員の退職慰労金を加算した額をもって支給する。
- (2) 役員就任時において、職員退職金規則により退職手当の支給を受けているときは、使用人兼務役員としての報酬金額(使用人分給与を含む)を基準として前項の規則を適用する。

(退職慰労金の功労加算)

第9条 在職中特に功績顕著と認められる役員に対しては、前条により算出した基準額の30パーセントを超えない範囲内において、基準額に加算(功労加算)して支給すること

ができる。

(退職慰労金の在職期間の計算)

第10条 役員の在職年数は、役員就任の月から退任又は死亡の月までとする。

- 2 在職年数は、1 カ年単位とする。ただし、在職年数に1年未満の端数があるときは1 カ 月未満を1 カ月に切り上げの上、月割計算とする。
- 3 年度中に役位に異動が生じたときは、異動の月から新しい役位を適用する。

(退職慰労金の支給時期)

第11条 この規程による退職慰労金は、評議員会の決議後、できるだけ速やかに支払わなければならない。

(公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人国際通貨研究所の設立の登記の日より施行する。
- 2 特例民法法人の解散の登記の日の前日に財団法人国際通貨研究所(以下「旧法人」という。)に在任する役員であって、公益財団法人国際通貨研究所の設立の登記の日以降引き続きこの法人の役員になった者の在任期間は、その者の旧法人の役員としての在任期間を、この法人の役員としての在任期間とみなす。

【別表 1】 常勤役員の報酬月額

・理事長 170万円までの範囲内・専務理事 140万円までの範囲内・常務理事 120万円までの範囲内・理事、監事 100万円までの範囲内

【別表 2】算定基礎額

算定基礎額=役員報酬(年収)×3.5%(端数処理は、百円単位切り上げ)

尚、上記役員報酬は役位毎の最終報酬月額を基準とし、12(カ月)を乗じた額とする。

【別表 3】役位別係数

	役位別係数
理事長	4
専務理事	3
常務理事	2.5
理事、監事	2